

## 2024年8月20日 第17期町田市議会改革調査特別委員会 議事録

### <議事録その1 資料購入費>

委員長（佐藤和彦）「第17期 議会改革調査特別委員会を開催いたします。「第17期町田市議会改革調査特別委員会を開催いたします。付議事件①議員の調査活動等に関する事項、付議事件②議会の権能・強化に関する事項、付議事件③議会の情報提供に関する事項を一括議題といたします。付議事件①議員の調査活動等に関する事項のうち、政務活動費について、政務活動費の按分の考え方を精査すべきについて協議を行います。まず資料がありますので事務局より説明があります。」

（事務局課長） それでは結合ファイル2頁から7頁をご覧ください。町田市議会政務活動費使途基準の運用指針の変更案でございます。こちらは、正副議長からの申し入れがございました項目につきまして、たたき台として3案作成したものでございます。まず、2頁の、案1についてですが、1点目は資料購入費の留意事項の(4)として、「所属政党発行の機関紙(機関誌又は冊子を含む。)の購読については、議員一人当たり各1部とする。」を加えるものでございます。2点目は、事務費の留意事項の(1)として「事務費は、政務活動以外の活動と区分できない場合は2分の1を上限として充当できるものとする。」を加えるものでございます。次に4頁の案2についてですが、1点目は資料購入費は案1と同じでございます。2点目の事務費の留意事項について、文言は案1と全く同じものですが、今回新たに加えるということで、その位置を最後の(7)として加えたものでございます。最後に、6頁の案3についてですが、こちら1点目の資料購入費は案1、案2と同じでございます。2点目の事務費の留意事項について、事務費という表現ではなく、より具体的にノート型パソコン等と例示した文言となっております。なお、8頁以降は、参考資料として現行の運用指針を掲載しております。

<説明に対する質疑は無し。>

委員長（佐藤和彦）「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む。）の購読については、議員一人当たり各1部とする」について協議をいたします。本件に関しましては各会派持ちかえりとなっておりますので各会派に意見を聞きたいと思っております。」

まちだ市民クラブ（戸塚正人）「基本的にこの案1の文面で問題ないのかなと思っております。」

公明党（松葉ひろみ）「わが会派もこれに異論はありません。ただ、記載する必要があるのか、というところの議論もありまして、所属政党に限らずですけれども、同一機関誌をお一人が複数部を請求するということが常識的に考えてないのかな、というところで、これ常識的な部分ではあると思うんですけれども、そういうところになるのかなという議論がありました。」

自民党（加藤真彦）「わが会派はこの記載のとおりで、特段異論なかったもので、このとおりでいいと思います。」

選ばれる町田をつくる会（白川てつや）「所属政党発行の機関紙の購読については、この形でよいのかなと思います。」

共産党（田中美穂）「共産党市議団としては、市民から見た際に党活動と区別がつかないというところで、自分の所属政党の機関紙については現状、政務活動費は使っていない状況があります。なので、このような留意事項があると所属政党の機関紙を政務活動費で購入しているんじゃないかというふうに思われてしまうのではないかという可能性もあり、なので、先ほど公明党会派さんからも出ていましたが、こういったことをあえて書かなくてもいいというのと、もし、あえて留意事項として書くならば、「所属政党発行の機関紙の購読については不可とする。」など、禁止事項というふうに逆にした方がいいのでは、という意見です。

無所属（新井よしなお）「はい、所属している政党がないので（笑い声）みなさんにお任せします。」

**委員長（佐藤和彦）**「はい、ありがとうございます。今、各会派さんからのご意見いただきまして、基本的には案1どおりということで、いいのではないかという話でありますけども、公明党会派さんからは、あえて記載する必要も無いのではないかという話もあり、共産党さんからは記載する必要が無しという意見を含めて、もし記載するのであれば、自身の所属政党の発行紙は不可とするという表現がいいのではないかという話がありました。これについてほかの会派の皆さんのご意見はどうでしょうか。」

**無所属（新井よしなお）**「厳しい方向で皆さんがまとまれるのであれば、それが一番いいのかなと思います。」

**委員長（佐藤和彦）**「不可とするで。」

**無所属（新井よしなお）**「はい、不可とするで。」

**委員長（佐藤和彦）**「自分たちの政党の機関紙は不可とする、のご意見でした。他にありませんか。」

**公明党（松葉ひろみ）**「あの、不可とするということも一つあると思うんですけど、先ほど共産党さんおっしゃったように、党活動と誤解されがちだということ、所属政党の機関紙というところでは、わが会派でいえば、それは政策立案に参考にしている資料でしたり、とか、その意味あいとしては、政務活動に値するものであると思うので、なので、それを不可とするとなると、本来の意味あいと違ってしまふかなというところが一つ、そもそものこの議論の中では、複数部請求をしていた、ということだと聞いておりますし、現在、所属政党の機関紙を請求してる、わが会派も請求してないですので、ほかも請求しているところはないというふうにも聞いておりますので、そう考えると不記載でもいいのかな、と。逆に、一般紙も含めた、所属政党の機関紙だけではなく、一般紙も含めて、同一紙に関して複数部…というのは、ないよね、これ常識的な部分ではあると思うんですけども、ていうところになるのかなという議論がありました。」

**選ばれる町田をつくる会（白川てつや）**「資料購入費で（2）に書籍 雑誌 その他資料ってあるんで、そこに例えば部数を1部にするぐらいの感じで入れ込んで、通常 普通は複数部入れないのは当然なので、でもあえて記載するならそこに入れ込むとか、例えば書籍 雑誌、ここに例えば機関紙みたいな形で入れ込んで、機関紙もこっちに入れちゃって、議員一人当たり各1部とするぐらいにすれば、分かるのかなっていう、（4）は無しにして、（2）の方に入れ込む。」

**無所属（新井よしなお）**「今の提案に共産党さんが大丈夫だったら、いいことなのかなっていう気がしたので。」

**自民党（加藤真彦）**「新聞、雑誌とか、その他の書籍も含めて一人が2部必要とするというのは基本的にはないと思うので、今の話を聞いた中で、すべてを網羅できるような書き方とかが出来たら一番いいのではないかと思います。また、公明党さんがおっしゃったように、政務活動、市民のためになる活動であれば、当然、政務活動費として認めるべきだと思いますので、そういう理由が当然あるのであれば、それは含めていいのではないかと思います。」

**共産党（田中美穂）**「複数、購入しないという、公明党会派さんもおっしゃったように当然のことではあります、その点をはっきりと書くということで、いいと思いますし、所属政党の機関紙について、あえてここに書かなければ、べつに誤解を与えないと思いますので、わたしたちも、公明党会派さんも、政務活動費としてつかっていないのですから、網羅する形でいいと思います。」

**委員長（佐藤和彦）**「他にありませんか、そうなる と 白川委員が言っていたような形で（2）にそれをまとめて 各議員一人当たり各1部とする、あえてその（4）の所属政党発行の機関紙の購読についての記載はなしとする、みたいな形で今 まとまってるような気がいたしますが、それでよろしいですか、大丈夫ですか、ご異論なければ それで あと問題がなければ、それで（4）はなくすということですね、よろしいですか？」

**自民党（加藤真彦）**「どこまで細かくやるかって話になっちゃうんですけど、全部記載しなきゃいけないって

ちゃうというのも あれなんですけど（１）も多分そうだと思うんですよね。同じ新聞も そんな方、今後いなかと思えますけど、注意書きで書いておくだとか、いろんなやり方あると思うんですけど。」

**選ばれる町田をつくる会（白川てつや）**「そういう書籍等については １部についてはそういうふう書き方に、（４）番に 政党機関誌という打ち方じゃなくて そういう諸々の資料であったり新聞であったり、これら書籍とか（１）（２）の書籍についてはとか、そういう形で・・・」

**委員長（佐藤和彦）**「全体について、同じものを一人２部ではないような形で記載したほうがいいんじゃないかと。」

**選ばれる町田をつくる会（白川てつや）**「そうすると網羅はできるかな。」

**委員長（佐藤和彦）**「でも所属政党発行の関係については どこにも載んなくなっちゃうんですけど、一部はOKってことですね、でも不可としたっていう話も出てたじゃないですか、いいんですか それは 大丈夫ですか。」

**無所属（新井よしなお）**「そこに関しては、あえて機関紙のことを 記載するのしかどうかって話だと思うので、それが記載されてないということと、１部はいいんじゃないかという話で網羅できてるので、問題がないのかな という気がするんですけど。」

**委員長（佐藤和彦）**「じゃあ、あえて機関紙って言葉が出なくても いいんじゃないかって話ですね。じゃあそれで今のご意見をまとめると（２）に入らない、で（４）番に、じゃあ最後はあと文言の調整のために ちょっと休憩いたします。」

……………休憩中は速記が止まる。ここからは、議事録には残らない。議長が発言者を指さないの、誰が発言しているのかがはっきりせず、雑談形式で進む。…………

**委員長（佐藤和彦）**「今休憩中なので・・・。」

（石川）「（１）（２）（３）はそのままにしておいて、（４）に議員一人あたり各１部とする、をつける。」

（石川）「（４）に議員一人、上の全部抜きしちゃって、一番最後に。」

**委員長（佐藤和彦）**「（４）は議員一人当たり各１部とするっていう 文言だけにするってこと？」

**？議員**「上記資料に関しては・・・」

**？議員**「なるほど、なるほど。」

**委員長（佐藤和彦）**「ちょっと待ってくださいね これはちょっとシビアなやつだから、一時一句間違えちゃいけませんからね。」

（石川）「通じなくなっちゃうから。」

**委員長（佐藤和彦）**「上記資料に関しては、議員一人当たり各１部とする、が（４）になる。で（１）（２）（３）はいじらない、これで大丈夫ですか、みなさんこれで大丈夫ですか、公明党さん大丈夫ですか、いいですか、公明党さん、いい OK、共産党さん OK、いいですか、じゃあ案１の中で、（１）（２）（３）は、資料購入費で、この辺についてはいじらずに、（４）について、上記資料に関しては議員一人当たり各１部とする、これでいいですね、じゃあそれでいいかな。」

（小野）「上記資料の購入については」

**委員長（佐藤和彦）**「資料の購入、う？どう？どう？どう？」

（小野）「上記資料に購入に関してはより、購入って文言が入れた方がいい。」

**委員長（佐藤和彦）**「小野さん何、上記資料の、ちょっと待ってください、上記資料の購入に関しては、ついては、関しては？関しては？関しては？いい？上記資料の購入に関しては、議員一人当たり各１部とする、どう、大丈夫ですか。」

(戸塚)「機関紙っていう言葉は、どっか入れなくていいですか？(1)なり(2)なり、入れなくていいですか。」

委員長(佐藤和彦)「上の方にどうですか？」

(戸塚)「機関紙ってこと(4)で別にしてるって言うのは、機関紙についてで、新聞ではない、だから機関紙って名前をつけてるわけじゃない、だから機関紙っていう名前はどっかに入れなくていいですか？」

委員長(佐藤和彦)「そうですね」「(1)の新聞の後にとか……」

(戸塚)「(1)だか(2)だか分かりませんが……」

委員長(佐藤和彦)「今現状として自分の所属する機関紙を自分のところで政務活動費を出してる人はいないって話だったけど、今後はあり得るかもしれないですからね。」

(石川)「いやそれで書いちゃうと、買ってるみたいな印象があるから、かかないでほしいと言う話で、さっき言ったことがあったんですけど、そこでまた入ってくると……」

(戸塚)「いやいや、所属政党の発行と書いてあるからややこしいのかな。」

(石川)「ぼくじゃないんで。」

委員長(佐藤和彦)「いやいや、公明党さん、共産党さん、どう？」

(戸塚)「例えば、他の政党の機関紙を、他の政党の議員が購入してる場合がありますよね。今、所属政党の機関紙だから問題になってるわけね、そうすると、その機関紙自体がなくなると、例えば、他の政党の機関紙を購入するのはもう不可になってしまわないのかな。」

委員長(佐藤和彦)「なるほどね、だから私が例えば公明党のやつを買うのがこの文言だとダメになっちゃうかもしれないということですね。今そういう現状は、そういう方いらっしゃるんですけど、他の政党の、いますからね、どうですか？事務局、あれですかね、戸塚さんの今の言うとおりに入ってないと、これ……」

(?議員)「新聞に入るからじゃない？」

委員長(佐藤和彦)「新聞に入る。」(笑い)

(戸塚)「新聞に入る、そう認識であればいいんですけど、じゃあなんで、逆に機関紙ってこと無くすんでしょうね。」

委員長(佐藤和彦)「機関紙をなくすということで、今議論が進んでましたけど、」

(石川)「機関紙ということが出たのは裁判で、一人2部買ってる人がいたり……」

委員長(佐藤和彦)「一人2部ってことで、2部買ってる人がいたよということね、」

(田中)「自分の政党の機関紙を購入するということは政党活動になるということで、区別がある。」

委員長(佐藤和彦)「あえてじゃあいれなくてもいい形で、皆さんよろしければ、それでいいですか、機関紙って文言を特に入れないと、いいですか、新聞にあたるってことで、(1)(2)(3)は変わらず、(4)については、上記資料の購入に関しては、議員一人当たり各1部とする、でいいかな、大丈夫ですか、皆さん、じゃあそれで再開して決定いたしますよ、いいですか。」

……再開(議事録開始)……

委員長(佐藤和彦)「再開いたします。それではおはかりいたします。本件については、資料購入費の(4)で上記資料の購入に関しては、議員一人当たり各1部とする、にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。」「はい、ご異議なしと認めそのように決定させていただきます。」

## <議事録 その2 事務費>

委員長（佐藤和彦）「次に事務費についてで、事務費は政務活動以外の活動と区分できない場合は2分の1を上限として充当できるものとする、について議論いたします。これにつきましても、各会派より、ご意見を伺いたいと思います。」

まちだ市民クラブ（戸塚正人）「はい、まあ、あの、案1で基本的にはいいと思っておりますが、おそらく今後の議論としてパソコンを案3のように出すか出さないかっていう議論になると思うので、そこはちょっと柔軟に対応しようかなと思っています。」

委員長（佐藤和彦）「パソコンについての、ちょっと懸念があるんじゃないかと、はい。」

公明党（松葉ひろみ）「公明党も、ですね、案1、これで異論はないというところであります。」すでに

委員長（佐藤和彦）「自由民主党さん。」

自民党（石川よしただ）「案2の方で、一番下に事務費の政務活動以外は2分の1という方がいいかなという、文章は同じなんですけど。」

委員長（佐藤和彦）「何か理由がありますか、特に理由はない、案2がいい。」

選ばれる町田（白川てつや）「我々は案3で、ノートパソコンについてはしっかりうたいた方がいいのではないかと、その記載がある案3がいいのではないかと。」

共産党（田中美穂）「3つの案が出されておりますが、共産党会派としては案3の、政務活動以外の活動と区別がつかない利用についての按分ということなので、会派室外での利用が可能なノート型パソコンなど、具体例が示された案が良いかと考えております。」

無所属（新井よしなお）「各会派は2つずつになってしまう、案2でございます。」

委員長（佐藤和彦）「綺麗に、事務局に作っていただいた案に、2つずつに分かれましたけども、案1と案2は、書いてある場所が違うという、それで中身については一緒ということで、案3については、ノート型パソコンという固有名詞が入っている、ということですよ。政務活動以外の活動については区分できないものは2分1を上限とするというパソコンがたされているという形になりますよね。どうでしょう。割れてますけど何か。」

自民党（石川よしただ）「今ノートパソコンと書いてありますけど、今時代が変わっていて、ノートパソコンだけじゃないものがこれからどんどん出てきた時に、またするんであれば今の案2なんで、事務費の全体的なもの、2分の1でいいのかなという、ノートパソコンということ限定せずということ。なので案3だとノートパソコンに限定されているから、パソコンしか見えなくなっちゃうから、それに付属でいろいろあるじゃないですか。パソコンでも、デスクトップのパソコンはどうなのとか、そういう感じになっちゃうから、難しいのかなと。全部やっておけば含まれるかなと。」

無所属（新井よしなお）「今の石川委員さんの話の考え方、ぜひコメントを伺いたい。」

委員長（佐藤和彦）「弁護士さん、法制担当課長。」

法制担当課長「今回の裁判で問題になりましたのは、あくまで政務活動に使ったか否かということです。どの程度、政務活動に使ったのかというものを区別できないものに関しては、一般的に私的活動に半分ぐらい、政務活動に半分ぐらい使った、というふうに推認して、2分の1を政務活動に入れましょう、というのが今の裁判例の主流の考え方かと思えます。その意味ではノートパソコンというのは、一つの例になるとは思いますが、必ずしもノートパソコンに限られるものではない、というのが裁判例の考え方かなというふうに考えております」

委員長（佐藤和彦）「今回の判決例は、ということですね。」

法制担当課長「おっしゃる通りです」

委員長（佐藤和彦）「今の話を踏まえて、どうでしょう、ノートパソコンだけではないという、そういうことのようにですね。なので、今後、それ以外のものに対しても、政務活動に2分の1、政務活動以外に使っていると推測されるものであれば、同じような指摘を受ける可能性はある、ということになります。今のご意見を踏まえて、何か、やっぱり案1がいいとか、案2がいいだとか、何かあれば、われてるままだと、なかなか合意にならないので。」

「ノートパソコンだけに限定しない方がいいんじゃないか、というご意見がありましたけれども、これ案3については、今回のノートパソコン、裁判でそうだったからということで案3をつくっていただいたと思うんですよ、その辺の意味も含めてどうでしょう、私一任というわけにもいかないでしょう、どうでしょうね。」

「市民クラブさんはパソコンにも、やっぱり留意しなきゃいけないという話がありました、あとは、プリンターとか、そういうことも、もしかしたら含めて、だから等になっているのかな、あえて案3は等になっているのかな、という気がしますけど、もう少し幅広く見るということであると、案1か、案2がいいのかもしれないんですけど。」

「ただ案1、案2だと、あまりにも抽象的すぎる、いう考え方も十分考えられる、多分そうなると、政務活動か、政務活動以外か、ということは自己判断というか、一般的な判断になってくるような気もするので、その辺について、こういうふうな形にすべきなのか、それとも、もう少し具体的なもの、確かに石川委員が言う通り、いろんなものができる可能性がありますけど、何かもう少し付け足していったほうがいいのか、何かそのへんで落ち着くのかなと思いますけど、どうでしょう、何か・・・」

まちだ市民クラブ（小野りゅうじ）「そしたら、文言を混ぜて、ノート型パソコン等の事務費については、にすれば、全部あわせられる。ノート型パソコン等の事務費については、にすれば、等の事務費だから、案を混ぜたような・・・」

委員長（佐藤和彦）「うんうんうん、わかりました。案3で最初のノート型パソコン等の事務費については、って入れたらすべて収まるんじゃないかという話。」

まちだ市民クラブ（小野りゅうじ）「そうですね、今の議論だとノート型パソコンに限定するのはどうかということと、事務費だと分かりづらいという、広すぎて抽象すぎてということだったので、その2つの文言を合わせてノート型パソコン等の事務費はというふうにするのはどうかな。」

委員長（佐藤和彦）「案3に、その事務費を追加するみたいな感じですね。はい、どうでしょう、こういう今ご意見が出てきました。」

無所属（新井よしなお）「電子機器系に限定されているような印象もあるので、あくまで事務費の中に、ノートパソコンとかプリンターとかも含まれているという形だと思うんですよ、なのでノートパソコン等を含む事務費については、なるのか、あくまで事務費の中の一部なので・・・」

委員長（佐藤和彦）「そうですね、そうか、他に、今、新井さんからそういう意見がありましたけど。」

自民党（加藤真彦）「例えば、これを事務費で買いましたってボールペン、細かい話になっちゃいますけど、私用でも使ってますって言ったら半分、という解釈だと思うんですよ、細かく言えば。これ多分イメージの問題で、高いからというのでノートパソコンというのが今出てきてると思うんですけど、判例としても、だから、全部に対して言えることかとは思っているので、そういった意味で、事務費という全てを網羅できるような文言が適切じゃないのかなという理解ではいるんですけど。」

委員長（佐藤和彦）「あえてノートパソコンとか入れずに事務費全体と考えるべきだという。」

自民党（加藤真彦）「そうですね、全てに関してそういう認識だと思ってるんですけど。」

無所属（新井よしなお）「いくつかの意見が出たので、これを踏まえて、今一度会派でどういう形にしたらいいかっていうのを、持ちよってもいいのかなというふうには思ったんですけど、どういう文言にしたらいいかということですよ。」

委員長（佐藤和彦）「どうでしょう。2つずつわれるというのはなかなかないケースですね、歩み寄れるところありそうですか。」

共産党（田中美穂）「皆さんの意見もわかるところがあるところなんですけど、政務活動と区分できない場合は、というふうになっているなかで、もっぱら政務活動に使っているということがあるものについては、その按分の考え方でないっていう、そういう前提でいいのか、というところ、一つ確認をさせていただきたいなと思うんですが。」

法制担当課長「裁判では、おっしゃる通りで、政務活動と私的活動と区分できないものについてのみ2分の1などの対象にしましょう、ということになりましたので、その区分ができるということであれば、全額を政務活動費から出すということで全く問題ないと思います。今回の裁判でも、例えば会派室で用いられているトナーカートリッジとかコピー用紙、また封筒なども全て政務活動に使用したというような立証がされたものについては、全額政務活動費から出す、ということで認められております。」

共産党（田中美穂）「ありがとうございます。政務活動にもっぱら使っているということが証明できるものについては全額出して大丈夫だということが、全てについて按分でそういう前提だとは思んですけども、その点が確認されれば、事務費費ということで広くとってもいいのではないかと思います。ただイメージとして湧きやすいものはあるかなとは思んですけども、そうすると先ほど石川委員からあったように、限定して考えてしまう懸念もあるので、事務費ということで広くとってもいいのではないかと。」

委員長（佐藤和彦）「立証されたものということですよ、あくまでも立証されたものについてはということですよ、今回たまたまパソコンが対象になりましたけれども、それ以外のものも、もしあれば、同じようなケースになったかもしれないということですよ。」

法制担当課長「はい。」

委員長（佐藤和彦）「共産党さんが歩み寄ってくれましたけど、他にどうでしょう、共産党さんのほうでは、今の法制担当課長のご意見を踏まえて、あくまでも政務活動でやったものであればそれはそれで全て出せるんだというそういう認識のもとで、案1、案2でいいんじゃないかというそういう話だったと思いますけど、他に、あと案3のところは 選ばれる町田さん、どうでしょう。」

選ばれる町田（白川てつや）「今までのお話のとおり、今回裁判でも按分ですって話があって、今後議員さんも入れ替わることも考えて、特に留意するものとして、金額も大きくなりがちなものであるもので、そういう意味で、記載していくのがいいのかなとは思ってはいて、ノート型パソコン等と言っておけば、例えば、タブレットであったりだとか、そういったものについても、そういうふうな形で特に留意しやすいんじゃないかな、と。記載しておくことと今後のことを考えていいのかなと思って、こちらとしては、3案がいいかなとは思っています。」

委員長（佐藤和彦）「案3には、問題になっているというか案1の（1）と、案2の（7）の文言はないんですよ、案3にはないんですよ、ないですよ、（1）は似たような感じだけど、そんなことないか、案3には、ないですよ、案3には案1の（1）、案2の（7）の文言が入ってないですよ、あえて、それを付け足したらどうですか？それじゃダメ？事務費は政務活動以外の活動と区別できない場合は2分の1を上限として充当できるものとするという文言を、案3の中に、どこかに入れればいいじゃないですか、ちょっとおか

しい？重複しちゃう？だから、案1の(1)は残して、どこかにノート型パソコンという文言を付け加えたほうがいいよ、という話ですよ。同じ項目じゃなくても、あえてパソコンというのは、今回あったからということですよ。」

**選ばれる町田（白川てつや）**「そうですね、これまでの流れを考えると、ということではあります。」

**委員長（佐藤和彦）**「どうですか、選ばれる町田からは、あえてパソコンを残したほうがいい。」

**無所属（新井よしなお）**「多分、その細かいことの例示が、消耗品購入費とか、備品購入費の備品に当てはまると思うので、細かくノートパソコンって書く必要が、そこに必要性が出てくるのかどうか、ということだと思うんですよ。例示でちゃんと備品購入費が入っている。ノートパソコンとか、デスクトップパソコンもそうですけど、基本的に備品扱いのものですから、備品に当てはまるものは事務費として2分の1ということが一番ストレートになるんじゃないかなというふうに思います。」

**委員長（佐藤和彦）**「例示の中にもこれ入っているじゃないかということですよ、情報機器代、情報機器代に入るんですかね、パソコンって。」

（?議員）「議員で購入している中のどこかには確実に入っている・・・」（聞き取れず）

**選ばれる町田（白川てつや）**「それは、我々議員がしっかり認識できればまあいい話なので、私たちの会派だけであれば、まあ、それはもう大丈夫です。事務費という形でしていただいても大丈夫です。」

**委員長（佐藤和彦）**「この例示の中に何かあえて、パソコンとか、ソフトウェアは一緒か、例示の中に何かパソコンとか入れ込みますか？そこまではしなくてもいい？」

**副委員長（小野寺まなぶ）**「弁護士さんの方に確認して、情報機器代がパソコンという意味合いが入っているのかどうか。」

**委員長（佐藤和彦）**「法制担当課長さん、この事務費の例示の中に、パソコンは入っているのかどうか、どれかの文言の中に含まれるのかどうか、答えられますでしょうか。」

**法制担当課長**「何とも言い難いとは思いますが、ただ今は、パソコン代というのはどれかにあてはまるとすると、事務費から出しているということになりますので、その意味では含まれている、というふうには今は解釈されているんだろうな、というふうには考えます。」

**委員長（佐藤和彦）**「例示の中というよりは、事務費全体の中でのパソコン・・・」

**法制担当課長**「おっしゃるとおりです。」

**委員長（佐藤和彦）**「今のご意見を踏まえてどうですか。白川委員、大丈夫ですか。」

**選ばれる町田（白川てつや）**「これで合議がはかれる。」

**委員長（佐藤和彦）**「あと、案1か案2、そうなりますすみません、案1か、案2にしたい。休憩いたします。」  
……………休憩中……………

**委員長（佐藤和彦）**「はい、ここまで来ましたので、あと案1か案2、場所の違いだけ、共産党さんと、無所属さん。」

**無所属（新井よしなお）**「いろいろ消したりするのは大変なのかなという、それだけの理由です。最後に加えた方が楽だろうと、内容は一緒ですから・・・」

**委員長（佐藤和彦）**「休憩中です。」

**公明党（松葉ひろみ）**「これまで見直しをしてきたものに対して、事務局の方に確認したいんですけど、下に付け足しているのか、今、新井さんがおっしゃったように、下に付いていた方が検討状況というところが分かりやすいかな、というふうにもうちょっと。」



委員長（佐藤和彦）「改めて検討して追加になったものだよということが分かりやすくなっているか、どうなんでしょうか、課長分かりますか？休憩中です。」

（議会事務局課長）「資料の方に 8 頁以降に、現在のものを書いているんですけども、（聞き取れない）10 頁のところ、自家用車の燃料費 2 分の 1 とあるんですが、この（9）はですね、令和 2 年、前回は改正したところが、トップで書かれている、また、同じ頁のガソリンのところ、同じ頁の（14）のところ、間に入れている、12 頁の広報費ですと一番上のところに、広報費でも、次の 13 頁ですと最後に、（7）と（8）という形で加えるという形ですね。とくに決まりはございません。ただ今回は 1 件だけが、とりあえずは正副議長の方から出されていますので、そのあたりにつきましても、レイアウト上の問題、総括という意味では・・・（聞き取れない）にすみません、つくるときに、こちらもそんなには、・・・加わったという意味では・・・」（聞き取れない）

委員長（佐藤和彦）「加わったという意味では、案 2 がいいんじゃないかということで、それだけは分かりやすいと思いますね。どうでしょう。」

まちだ市民クラブ（戸塚正人）「多分、一番はじめに持ってきている理由って、事務費は、となっているから、すべて網羅しているのは、総括的な考えなので一番最初に持ってきていく、追記をどんどん市議会としてもやっていますよというのであれば、新井さんのように（7）のように、付け加えていって分かりやすい、両方一理あると思います。うちの会派としては、どちらでもよい。」

公明党（松葉ひろみ）「うちも、どちらでもよい。」

委員長（佐藤和彦）「追記の分かりやすさを求めるか、総括的な（聞き取れない）求めるかどちらか・・・」

まちだ市民クラブ（戸塚正人）「ちなみに、最終的に決まったら何かこう（聞き取れない）」

（議会事務局課長）「前回、令和 2 年の際ですと、本会議で（聞き取れない）」

委員長（佐藤和彦）「私が提案者になって（聞き取れない）・・・では、まとまりましたので、これは案 2、案 2 じゃおかしい？案 2 の通りで、事務費について案 2 のとおりで決定するということがいいですか。はい、じゃあ案 2 のとおりということで。」

・・・・・・・・再開・・・・・・・・

委員長（佐藤和彦）「それでは再開いたします。」

「おはかりいたします。本件については案 2 のとおりでいくということにしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。ご異議なしのため、そのように決定させていただきます。」

### <議事録 その3 その他(議題として審議したい案件)>

委員長（佐藤和彦）「次に、その他について協議をいたします。本件に関しましても、各会派にご意見を伺いたいと思います。市民クラブさん。」

まちだ市民クラブ（小野りゅうじ）「その他なので、どの根拠でもいいということですが、今ちょっと問題意識というか考えているところが、広報費で ガイドブックで言うと 28 頁の別表になるんですけどここで充当することができる額のところで『経費のうち合理的に説明できる割合または 10 分の 8 を上限とする適切な額』今のプロフィールとか写真の話で、もう一つが、その他の議員活動のところでも同じように『経費のうち合理的に説明できる割合または 10 分の 5 を限度とする適切な額』って書いてあって、この合理的に説明できる割合の具体的な計算式のようなものが町田市ではないので、大体皆さん 10 分の 8、それを満たせなければ次 10 分の 5 になっちゃうような現状があるので、他の議会どうなってるのかなって調べてみたら、例え

ば茨城県議会なんですけれどもその合理的に説明できる割合の計算式が決められていて『分母が紙面の総面積、または総分量、分子が政務活動を内容とする面積または分量』というような形になっているので、このような計算式を具体的に載せれば、10分の8の次が10分の5になったりしなくて、実際の面積に応じて柔軟に正確に安分できるから計算式を入れたらいいのではないかというふうに感じているのが一点。同じく別表の中で、もっぱら政務活動であり写真やプロフィールの割合がこの写真なんですけれども、何の写真かが決められていないので、この文言通りとすると政務活動をやっている写真も含めて全部写真なので、この写真の部分詳しくした方がいいんじゃないかと思って調べてみたら、千葉県議会なんですけれども千葉県議会の読みますと、広報誌等の内容に政務活動に係るもの以外の内容や、議員の宣伝的要素、比較的大きい顔写真過度のプロフィールが含まれている場合は、実態に応じて案文の上政務活動費を当てなければならないというような形で具体的に決められているので、ここの町田市の写真の部分もうちょっと詳しく決めた方が・・・、決めないと政務活動の写真も写真に含まれて入れられないというようなことが考えられるので、その辺りちょっと詳しくしたいなというふうに考えているところです。」

**公明党 (松葉ひろみ)**「我が会派としては、まだちょっと議論が尽くされていないというところがありまして、他の自治体等も調査をする必要があるのではないかというところです。具体的な項目としては、まだ現状ではないと。」

**自民党 (石川よしただ)**「公明党さんと同じで、今んとこ、ないです。」

**選ばれる町田 (白川てつや)**「我々もこういったタイミングで随時変更しているもので、まあ、一旦は、これで大丈夫かなど。政務活動のハンドブックのところでは。」

**共産党 (田中美穂)**「今回ハンドブックの見直しのきっかけにもなっているところが裁判もありましたので、一つ駐車場代ですとかガソリン代について同様のことが起こらないように、新しい議員の方が入ってきたときに同様のことが起こらないように、例えば上限額を決めるですとか、何か留意事項というか、議決というか、宣言というか、そういったものを挙げてはどうかという意見が私たちの会派から出ています。あとは今回ハンドブックに対しての第三者からの意見、市民からの意見が取れるのか、それが不要なのか、そういった点についても今回の私たちの議会改革のハンドブックの改正の内容について、第三者から見てどうなのか、ということやそういった市民からの意見を得るような場を作るのか、不可能であるのかとか、そういったことを調査するのかどうか、という意見が出ています。」

**無所属 (新井よしなお)**「今現在、技術の進歩が はなはなしいと 行政側も生成 AI チャット GPT などを利用して制作活動を行っているというところもあるので、議会側としてもこういった AI の活用についてハンドブックには特に具体的な記載というのはどこかに当てはまるかもしれませんが、例えばそのサブスクリプションを導入して議会の原稿を作るとか、いろいろな調査活動を活用するとか、ということも可能性としては出てくるんだろうなというふうに考えているところです、なのでこういったことを加えるかどうか検討事項として入れていただければいいのかなという意見が出ております。」

・・・・・・休憩・・・・・・・・

**委員長 (佐藤和彦)**「今ハンドブックの件だけで、その他の部分でご意見いただいたところですけど、どうしましようかね。一応、1点2点3点4点5点、全部で5点、話が出ました。これも少し具体的にどうしようか、どこからやろうか、持ちかえりで議論できますか？今、休憩中です。」

**まちだ市民クラブ (戸塚正人)**「持ちかえって」

**委員長 (佐藤和彦)**「そうですね やっぱりそのほうがいいですよ。そうですね なかなか、今出たばかり

りで 会派のご意見もあるでしょうけどね。一応今 5 点、大丈夫ですかね、今 5 点出たと思いますけど、大丈夫ですか。じゃあ一応その 5 点を、それを記載して見ていただいて各会派に後ほど皆さんに配布してもらって、その中で、各会派で一応もんでもらってご意見いただくということにしましょう。それ以外のその他についても、ご意見だけ、ご意見を聞いておこうかなと、いいですかね。」

…………再開……

**委員長（佐藤和彦）**「再開いたします。政務ハンドブックの関連以外で、その他の関係について、また各会派（聞き取れず）」

**まちだ市民クラブ（戸塚正人）**「あのおそらく前期の議会改革特別委員会で継続になっているものがあると思うので、今後の話になりますけど、その辺ちょっと一度明確にしといていただいて、議特で今期どこまでやるのか、方向性は示しておいたほうがいいかなと思っております。」

**委員長（佐藤和彦）**「政務活動費のやつがとりあえず一段落した後に考えようと思ってるんですけど、それは今ご意見として 前期のあれですね・・・」

**まちだ市民クラブ（戸塚正人）**「今出されてた少なくとも 5 つって、共産党さんの第三者のあれ以外は、そんなに時間かからずできる内容かなと思っているので、多分とりあえず最優先でハンドブックやりましょうって話になっていたの、そこだけ明確にしておいたほうがいいかなと。」

**公明党（松葉ひろみ）**「特になし。」

**自民党（石川よしただ）**「特になし。」

**選ばれる町田（白川てつや）**「うちは、前期出して、議論されなかったものも結構あったので、もう一回見直してほしいなと思っていて。で、何点か言うと、一つが、決算参考資料の精査というか、これ、議運とちょっと被るところなんですけど、決算参考資料の基礎資料ってあるじゃないですか、あれをちょっともう一回、最近はそのなにな変わってないので、それを見直したいというのが 1 つと、そうすると毎回資料要求しなくてよかったですりもあるんじゃないかという議員さんもいると思うので、その決算参考資料の精査と、あと、今、タブレットがまた新しくなったので、そのあたりの More Note の機能、新しいのとか含めて、その辺のもう一回確認というか、説明も含めて、より議員さんたちがみんな使い勝手いいようにするっていう、このタブレットの使い方をちょっと一回確認というところと、できれば、ペーパーレスかと、前回、まあもし時間とかがあれば、議事録の策定のデジタル化とか、あと議長選の意見表明もそのままちょっと引き継がれたので、そういったものとかも、どこかでできればいいなと思っています。以上です。」

**共産党（田中美穂）**「共産党会派としても、継続になっているものの確認はしながら、先ほど白川委員から 出されたタブレットの新しくなったタブレットのところはもっと使いこなせるように何かしらの取り組みができたらいなと思います。あと、予算概要説明書が、すごく今分かりにくくなっていて、それについて何か改善を求めるような話し合いができないのかどうなのか、ふさわしくなかったら申し訳ないんですけども、そういった問題意識があります。あと議員の視察で、ちょっと町田市でも思っていたことがあったんですけども、今、忘れてしまったので、また後で出すと思います。すみません」

**無所属（新井よしなお）**「ここでの議論になるのかどうかというところはちょっと一つあるものではあるんですけども、議運になるのか、議運の視察のときに、行政報告のあり方というのが一つあって、決まったことを報告をするという形で、そこに対しての質疑はできるけれども、特に意見を言ってももう決まったことです、みたいな形の行政報告なのを、その前の段階で行政報告をしてもらって、委員会の意見を反映させて行政が物事を進めるという形に、こちら議会から要請していくことができないのか、というのが一つありまして、他の

自治体亀岡市ではそういうことをやっている。ただ町田に関しても決まったことしか報告していないので、委員会では、ただ、どういうことをやるんですかという質疑になってしまっているのは、議会側の意見が反映されないという形になってしまっている、そこを変えたいという話が出ております」

**まちだ市民クラブ（戸塚正人）**「今まで町田市議会って、議員のほう、議会のほうで、そこまで記載しなくてもできるからということで、議会基本条例ってずっと制定してこなかったんですね。やはり、しなくたってできるんだから策定しなくていいだろう、というふうになってきたんですけども、だいぶ時間、時代も変わってきて、比較的若い方とか、基数が若い方が増えてきている現状を見ると、ある程度方向性も含めて議会基本条例って策定してもいい時期に来ているのかなど、個人的にはすごく感覚として思ってます。こないだ議運の視察に行ったところも、ほぼほぼ全市ですね、議員基本条例は定めておりまして、中身については指針みたいなものだけとか、より具体的なものを書いたり、様々なんですけども、一通りやっぱり作っている市が多い市議会が多くて、作っただけじゃなくて運用しないと意味ないっていうのもありますが、私はそういうのも今すぐ作れとは言わないですけど、検討材料に議論はすべきかなと思ってるので、その辺もちょっと加味していただければ。」

**委員長（佐藤和彦）**「ありがとうございます、他に、とりあえず皆さんから、聞きましたけれども、何かあれば、一応これも事務局の方にメモしてもらって、皆さんのところに配布させてもらおうと思ってるので、これは先に政務活動についても、ぜひ各会派の方に検討をお願いしたいと思います。あと一点、私の方、施行日についても、施行日についても、皆さん今回、二点決めていただきました、その点についても、今いくつか、5つぐらいですか、5つぐらい議論も出てますけど、決まった後の施行日をいつにするか、というのも皆さんの方で検討しておいていただきたいなと思います。各会派ごとに、検討していただきたいなと思ってるので、それをお願いしたいと思います。持ち帰りをお願いします。あと他に何か、現時点であれば、」

**まちだ市民クラブ（戸塚正人）**「あの、ちょっと思っていたんですけど、今日もいろいろとあらいだしを聞いていて思うんですけど、結構、議特に全部来てるよね。だけど、さっき新井さんも言ってたけど、本来、議運でやるべきことっていうのがあるんで、本会議の運営だけやればいいみたいな、だからその辺は、各正副委員長で擦り合わせしておいた方がいいかなど、例えば、議特でこういう課題を今後やろうと思ってますが、議運がやるべきこと、議特がやるべきことっていうのはあると思うので、その辺は精査した上で、議特に落とさないと、多ければ多いほど、もう次の期になって人が変わって後でまたやりましようって、どんどん後に伸ばされるだけなので、何も決まっていけないと思うんです、議運でやるべきことは議運でやるべきだし、その辺は正副委員長同士で擦り合わせしないと、議特にもう、ガンガン懸案事項があるとすぐ議特になってきちゃうんで、そうすると議特も常時で設置しないといけなくなると思うので、その辺も含めて、ちょっと考えておいた方がいいかもしれないですね、今後の課題として、ぜひ、よろしくをお願いします。」

**委員長（佐藤和彦）**「他に、現状で何か、大丈夫ですか？なので、次回は、それでは決めたいと思ってるんですが、次回はあくまでも政務活動費の関係を最優先に、今の出てきた課題の論点整理と、あと施行をいつにするか、それ以外、また中間でも結構ですから、何か、やはりこういうものを議論すべきだというものがあれば、逆に私に言っていただければ、そこは追加をさせていただいて検討したいと思ってるので、ということで次回については9月26日を予定したいんですが、皆さんよろしいでしょうか。時間は14時の予定です。出席される方の中の都合も若干ありまして、よろしいですか、大丈夫ですか。9月26日14時を考えていますので、よろしいでしょうか、9月26日ですね、議会中の閉会、議事整理のときですかね、よろしいです

か、じゃあその時間で、開会したいと思いますので、その前に今日の事項をですね、各会派において検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。それではお分かりいたします。付議事件①議員の調査活動等に関する事項、付議事件②議会の機能強化に関する事項、付議事件③議会の情報提供に関する事項については、なお審査を要するため、継続審査とすることにご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。本件は継続審査することに決しました。以上をもって全ての案件の審査が終了いたしました。これをもって委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。」